

# 総務委員会陳情関連資料

令和5年2月27日

件名	頁
1 他区における民営火葬場に関する調査確認の結果について(報告)・・・	2

( 政策経営部 )

# 総務委員会陳情関連資料

令和5年2月27日

件名	他区における民営火葬場に関する調査確認の結果について(報告)
所管部課名	政策経営部 政策経営課、衛生部 生活衛生課
内容	<p>各区へ提出された陳情書や要請書等に記載された事業者が運営する民間火葬場（6箇所）の実態について、当該火葬場を所管する区の保健所が事実確認を行い、公益目的に反する行為は認められず、特段の指摘事項はなかったので報告する。</p> <p><b>1 調査項目について</b></p> <p>(1) 火葬場利用の公平性について  (2) 骨壺の抱き合わせ販売の実態について  (3) 燃料サーチャージについて  (4) 新型コロナウイルス感染症関連の取扱いについて</p> <p><b>2 調査確認の結果</b></p> <p>(1) 予約については先着順となっており、グループ関連会社の優位性は認められなかった。  (2) 火葬料金と骨壺料金は別となっており、骨壺の持ち込みを拒否してはならず、持ち込み料金の発生もない。骨壺を持ち込みすると骨上げを行わないということもない。  (3) 高騰を続けるガス、電気料金にかかる費用の補填のため、やむなく燃料サーチャージの徴収を実施している。  (4) 1月6日付、厚生労働省のガイドライン改訂に基づき1月14日から全6か所の火葬場に対応している。それ以前は、2か所のみで対応していた。</p> <p><b>3 当該事業者の今後の動きについて</b></p> <p>当該火葬場の調査時に、下記の2点を確認した。</p> <p>(1) 当該事業者が葬祭業の組合に対して定期的に会合を設け、コミュニケーションを図ることを提案する。  (2) 燃料サーチャージについて葬祭業者に対して改めて説明を行う。</p>
問題点 今後の方針	<p>今後も、民間火葬場を有する保健所が、年に1回、公益目的に反する行為の有無を確認する。</p>